

庄原市債券運用指針

1. 趣旨

この指針は、庄原市の公金を債券により安全かつ効率的に運用するため、必要な事項を定めるものとする。

2. 安全性の確保

債券運用は、収益性が高い反面リスクを伴う運用であることから、収益性よりも安全性確保を主体とした運用を行なうものとする。

3. 運用債券の種類

債券の購入は、元本の償還が確実な債券とし、次のもののいずれかとする。

- (1) 国債証券
- (2) 地方債証券
- (3) 政府保証債証券
- (4) 地方公共団体金融機構債

4. 債券価格変動リスクへの対応

購入した債券は、その確定した元本及び利息を確保するため満期償還期限までの保有を原則とする。

ただし、次の場合に限り、運用中の債券の売却を行うことができる。

- (1) 想定外の支払い等に係る資金を確保するためにやむを得ない場合
- (2) 安全性を確保しつつ、効率性を確実に向上させるため、当該商品の入替えを行う場合

5. 債券の取得方法

債券の取得は、入札方式又は相対方式のうち、資金状況や金利動向等に留意し、効率性の高い方法を用いる。

なお、入札方式による場合は、次のとおりとする。

- (1) 額面50,000千円未満の場合、庄原市内に本店または支店を設置している金融機関を指名した上で入札により購入する。
- (2) 額面50,000千円以上の場合、庄原市内に本店または支店を設置している金融機関に加え、広島県内に本店または支店を設置している証券会社を指名した上で入札により購入する。

6. 債券の取得価格

債券の取得価格は、アンダーパー債券若しくはパー債券（以下「アンダーパー債券等」という。）の購入を原則とする。

ただし、アンダーパー債券等の取得が困難な場合は、オーバーパー債券であっても購入することができる。この場合、満期償還時における受け取り利息が額面価格と取得価格との差額を上回る場合に限ることとする。

7. 債券の運用期間

債券の運用期間は、概ね20年以内を原則とする。

8. 債券保管台帳の整備

購入債券は、債券ごとに次の事項のうち確定した事項を遅滞なく記録し、保管することとする。

- ① 購入債券の名称
- ② 運用資金の名称
- ③ 購入日
- ④ 購入額面価格及び購入価格
- ⑤ 経過利子額
- ⑥ 償還日
- ⑦ 満期償還価格
- ⑧ 受取利息額
- ⑨ 利率
- ⑩ 利回り
- ⑪ 期中売却の場合、その理由
- ⑫ 期中売却日
- ⑬ 期中売却価格及び売却益
- ⑭ 債券の保護預り先

附 則

この指針は、平成27年9月1日から施行する。